（教示）
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に大分県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。
2　この通知を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（被告を代表する者は市長）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3　審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを大分県津久見市宮本町20番15号津久見市役所掲示場において掲示する。

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　青森県黒石市大字赤坂字北野崎一一三番地
　六号
　　有限会社丸精商店
　　清算人　大平　精一

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月四日開催の臨時株主総会において解散を決議したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　岩手県盛岡市三本柳二三地割九番地六〇
　　有限会社伊藤商事
　　清算人　伊藤　力雄

**解散公告**

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　宮城県石巻市三河町七番六
　　日通仙北運輸株式会社
　　代表清算人　佐藤　浩一

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　山形県村山市大字富並字百森四八八九番地
　一〇
　　東日本環境保全株式会社
　　代表清算人　青池　裕子

**解散公告**

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　山形県酒田市上本町六番七号
　　前田製管販売株式会社
　　代表清算人　齋藤　三匡

**解散公告**

当社は、平成二十五年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　茨城県水戸市河和田町四八一番地三
　　株式会社森久ＬＵＭＢＥＲ
　　代表清算人　伊藤　三男

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十九日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都港区北青山二丁目五番一号
　　かなえキャピタル株式会社
　　代表清算人　岡村　貴史

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都立川市錦町六丁目二三番七号
　　株式会社日啓
　　代表清算人　大庭　淳

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都板橋区常盤台一丁目二六番二二号
　　有限会社エイダルコーポレーション
　　清算人　矢澤　英人

**解散公告**

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都調布市上石原二丁目一六番二六
　　有限会社ホームアイアイと警備機器
　　清算人　向當　稔

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都新宿区北新宿二丁目五番一〇号
　　株式会社ソニック
　　代表清算人　檜垣　正芳

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都中央区八丁堀三丁目二七番一〇号
　　株式会社サイバーフロント
　　代表清算人　榎本　聡

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都新宿区西新宿八丁目五番一号
　　合同会社横浜リテール・インベスターズ
　　清算人　金子　重人

**解散公告**

当社は、平成二十五年十二月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十五年十二月二十日
　東京都新宿区西新宿八丁目五番一号
　　合同会社コミュニティ・リテール・インベスターズ
　　清算人　金子　重人